



OX-1 2/25 ~ 3/11 (16 日間) ※ ホームステイ・JL 利用

学びの場は「Oxford Union」、
テーマ授業、映像制作、ホームステイ！

Oxford Union 英語研修&映像制作体験

- 英国最大のディベート組織本部「Oxford Union」が学びの場
- 200 年に渡る「自由な議論」の伝統に触れる
- 午前はユニークなテーマに英語「で」取組む CLIL 授業
- 午後は映像制作。脚本から撮影、編集までチームで協力
- 週 25 時間、少人数クラスでたっぷり学べるプログラム
- 宿泊は一般家庭でホームステイ、英語の生活に挑戦！
- 日本の大学生が対象のプログラム（英語は初級以上対象）



市中心部にある Oxford Union の建物。英国で最も古い歴史を持つ Debate Society、Oxford Union はオックスフォード大学の学生や関係者でメンバーが構成されており、入口には「Members Only」の表示が。今回の研修はこの Oxford Union の建物内で実施します。

Oxford Union でどんな場所？
紹介動画は、こちら ↓



事前学習におススメ！この1冊

『オックスフォード
世界最強のリーダーシップ教室』
中谷安男著 中央経済社刊

「オックスフォード・ユニオン」での学びを題材に、オックスフォード大学ではグローバルリーダーが、どう育成されるのか、わかりやすく解説！



世界屈指の Debating Society 自由な討論の伝統を守る

Oxford Union は英国で最大かつ最も古い歴史を持つ Debating Society です。ここでは 1823 年の設立以来、異なる意見を持つ者同志による自由な討論が 200 年に渡り行われています。毎週木曜日には社会問題を討論するフォーマルディベートが年 24 回、さらに著名な政治家や財界人、各界の専門家をスピーカーとして世界から招く講演会が頻繁に行われています。ディベートにより他者を説得する交渉力を身に付け、世界の著名人とのネットワークを構築する。Oxford 大学から多くのグローバルリーダーが生まれる背景には、Oxford Union の存在が深く関わっています。

午後の授業は、ビデオプロダクションに挑戦！



Simon 先生
テレビの映像編集者として、BBC Channel 4 など多くの番組制作に携わった経験をもとに午後の映像制作の授業を担当します。

“ The year 2023 will mark the 200th Birthday of The Oxford Union. An extraordinary place in so many ways which has seen many great people through its illustrious doors. This is an exciting and engaging multimedia project that aims to celebrate this and provide the history, function and importance of the Oxford Union. The students will work in small groups focusing on their specific chosen theme. Each topic will be combined into one complete project to be published digitally. The course will encourage research and journalistic skills. This will include video presentation and interviews.

Good teamwork with an exciting and informative final product will provide the motivation for students to improve their English language skills. Evidence and final assessment of this will be seen in the work produced.

The students will be encouraged to use their smartphones to create engaging videos. The multimedia project can be created on digital tools such as Adobe or Canva as these support digital publishing. All technical support is provided by a digitally competent tutor.

◆ 1 週間のスケジュール例

	月	火	水	木	金	土・日
9:00 - 10:00		英語レッスン (1)	Theme Lesson			
10:05 - 11:05		英語レッスン (2)	Theme Lesson			
11:15 - 12:15		英語レッスン (3)	Debate & Discussion			
12:15 - 13:30		昼食				
13:30 - 15:45		英語レッスン (4) (5) Video production			最終日は プレゼンテーション	
15:45 -		チーム単位で映像制作に取り組みます				
		週 2 回はアクティビティが行われます。オックスフォード大生と交流会も！				

週末はフリー
※休日を利用してロンドンや近郊の見どころに小旅行に出掛けよう。

歴史、芸術、科学 etc.... 多様な テーマをやさしい英語で学ぶ授業



午前は 3 時間のテーマ授業。建築と歴史、文学、ジャーナリズム、ビジネスと哲学、科学と環境問題など、幅広い内容を分かりやすい英語で学んでいきます。Oxford には歴史的な場所や建物が多く残されており、授業で学んだ内容を、町を歩きながら実際に確認することができるのも魅力です。

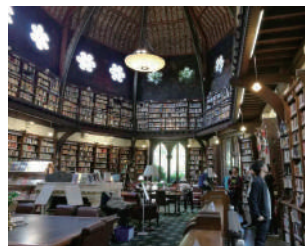
《テーマ例》

- ・ Oxford Debate Society とは
- ・ オックスフォード～建築、美術、歴史
- ・ ジャーナリズム
- ・ ビジネス～ Motivation と Leadership
- ・ サイエンスと環境問題 他

研修期間中に

Oxford Union の施設見学も！

200 年近い歴史を持つオックスフォード・ユニオン。研修期間中に許可を得て、建物内のいくつかの施設を見学する予定です。



■ Old Library

1857 年築のビクトリア朝様式の美しい図書館。上部の壁画はラファエル前派のモリス、ロセッティなどによって描かれたもの。



■ Gladstone Room

議会制民主主義の立役者で、ユニオンのプレジデントを務めた William Gladstone の名を冠した部屋。フォーマルディベートの際にはプレジデントがスピーカーをもてなす場所。



■ Debating Chamber

毎週行われるフォーマルディベートの会場。出口扉が賛成者、反対者に分かれていて、そこを通った人数で勝敗が決まります。

オックスフォードや学びをテーマに チーム単位で映像制作！



午後の授業は、映像制作のプロジェクトワーク。小グループのチームに分かれて、オックスフォードや学びをテーマに制作に取り組みます。テーマの決定、シナリオ作り、各自の役割分担、映像の編集、ナレーションなど、チームメンバー全員が協力して仕上げます。出来上がった動画は、最終日のプレゼンで、各自のコメントと一緒に、披露をしていただきます。午後のプロジェクトワークは専任の講師がわかり易い英語でみなさんの取り組みをサポートします。映像制作は初めて！の方もぜひご参加ください。

週 2 回の課外活動、 オックスフォード大生との交流会も！



世界大学ランキングで 6 年連続で世界のトップに選ばれるオックスフォード大学。そこで学ぶオックスフォード大生との交流会を行います。普段はどんな生活をしているんだろう？ 毎日何時間くらい勉強しているの？ 部活なんかあったりするのかな？ アルバイトはしないって本当？ 寮生活ってどんな感じ？ オックスフォード大生の就活事情は？ 同世代でざっくばらんに語り合ってみましょう。その他、カレッジ見学など週 2 回の課外活動でオックスフォードを満喫！

イギリスの生活文化に触れる ホームステイ（1 人部屋・朝夕食付）



定期券で
通学も
観光も！

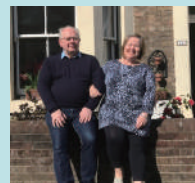


研修中はオックスフォード市内の一般家庭にてホームステイ。オックスフォードは様々な文化バックグラウンドを持つ人々が集まる多文化社会。彼らの中に入り、生活を共にすることで、異なる文化を身近に体験します。ホームステイ先では一人部屋と朝夕食が提供されます。通学はバスを利用し平均通学時間は 30 ～ 50 分。

Oxford へようこそ！

Family Interview

Clarke Family



Clarke さんは、今までに引き受けた留学生が 100 名近いという Oxford のベテランホストファミリー。学生の受け入れの感想を聞いてみました！

Terry さん： 仕事もリタイアしたので、今は夫婦二人の生活を楽しんでいます。娘 3 人は独立して別の場所で暮らしていますが、家族で頻繁にやってくるので、とても賑やかです。趣味は読書と料理で、食事の支度は僕の担当です。日本人の学生がいた時はラーメンスープを考案したり、イタリア人にはピザやパスタを英国流にツイストして楽しめますよ。

Janet さん： 日本から女子学生を引き受けたとき、何をやるにもお辞儀をするので、「そんなに気をつかわないでいいよ」と皆で大笑いしました。お別れの時にハグしたら今度は大泣き！ 今でもメールや SNS で、ボーイフレンドの相談ごとなんかをやりとりしているんですよ。

Terry さん： ホームステイは生活を一緒にすることで互いの文化の違いを学べますよね。私自身、サウジアラビアの学生を引き受けた時は、ホストする前と後でその国に対する見方が変わりました。オックスフォードは、世界中から多くの訪問者が集まるアカデミックな都市。偏見の少ない人が多く暮らす場所なので、そんな人の優しさも感じてもらいたいね。

■ OX-1 日程・旅行代金

出発日 → 帰国日	期間	旅行代金
2/25 (日) → 3/11 (月)	16 日間	578,000 円
2/25	朝：東京（羽田）発。直行便にてロンドンへ。 午後：ロンドンヒースロー空港到着。出迎えを受け、専用車にて各自の滞在先へ。 《ホームステイ泊》	
2/26	【英語研修】 ■ 授業は月～金曜日、週 25 時間授業 午前：テーマ授業 午後：映像制作のプロジェクトワーク ※ 1 クラス最大 12 名、午後 3 ～ 6 名の小グループ ■ 授業後の週 2 回はアクティビティ ■ オックスフォード大生との交流会セッション ■ フリータイムには、カレッジや博物館巡り、クリームティなどオックスフォードを探索してみましょう。 ■ 土・日曜日 (3/2、3/3、3/9) は終日フリー。電車や長距離バスを利用してロンドンや近郊都市などイギリスの見どころをお楽しみしましょう。 《ホームステイ泊》	
3/9	午後、専用の送迎車にてロンドンヒースロー空港へ移動。 各自チェックイン手続きを行います。 夜：ロンドン発、空路、直行便にて東京へ。 《機中泊》	
3/10	午後、専用の送迎車にてロンドンヒースロー空港へ移動。 各自チェックイン手続きを行います。 夜：ロンドン発、空路、直行便にて東京へ。 《機中泊》	
3/11	夕刻：東京（羽田）着。	

■ 最小催行：6 名（定員 12 名）※ 募集対象は日本の大学生

■ 添乗員：なし。現地スタッフがお話します。

■ 利用予定航空会社：日本航空

【旅行代金に含まれるもの】

・旅行日程に明示したエコノミークラスの航空運賃・ロンドンヒースロー空港～滞在先間の往復送迎費・旅行日程に明示した授業料・教材費・ホームステイ費用（一人部屋・毎日の朝夕食付）・週 2 回の課外活動費用・オックスフォード大生との交流会セッション 1 回

【旅行代金に含まれないもの】

※ 上記以外の全ての費用。その一部を例示します。
・羽田空港施設使用料 2,950 円・国際観光旅客税 1,000 円・現地空港諸税 27,300 円・燃油サーチャージ & 航空保険料 67,600 円 (2023 年 9 月現在の目安)・超過手荷物料金・渡航諸手続費用（パスポート取得等）・毎日の昼食代・通学交通費・海外旅行保険費用^{*1}・現地の個人的諸費用

^{*1} 旅行期間全体をカバーする海外旅行保険に必ずご加入いただきます。

旅行条件 申し込む前にお読み下さい

＜募集型企画旅行＞本条件書は旅行業法第 12 条の 4・5 に定める取扱い条件説明書および契約書面の一部となります

【1】当社パンフレットについて

当社のパンフレットは、旅行業法第 12 条の 4 に定める取り引き条件の説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

【2】募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社ユーティエス（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社主催旅行契約約款によります。

【3】旅行の申込と旅行契約の締結

- 当社所定の申込書に記入の上、申込金 50,000 円を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

【4】お申し込み条件

- 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないときは、お申込をお断りすることがあります。
- 障害、疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする場合はお申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。必要に応じて医師の診断書を提出して頂きます。また旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせて頂くか、ご負担の少ないほかの旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様が旅行中に疾病、障害その他の事により医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

【5】確定書面

- 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊先については旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日）以降に旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までにお渡しいたします。
- 前1の確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

【6】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

【7】渡航手続き

旅行に要する旅券、査証、予防接種などの渡航手続きはお客様ご自身の責任とご負担で行っていただきます。

【8】旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関

- 運賃
 - 旅行日程に含まれる送迎車等の料金（空港、駅と宿泊場所）。
 - 旅行日程に明示した観光の料金。
 - 旅行日程に明示した宿泊の料金及税サービス料。
 - 旅行日程に明示した食事料金。
 - 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様1個の手荷物で 23Kg 以内のものが原則ですが、方面・等級により異なります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手続きを代行するものです。
 - 添乗員付コースの場合の添乗員同行費用。
- ＊上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても費用の払戻しはいたしません。

【9】旅行代金に含まれないもの

第 8 項に記載されたものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 超過手荷物料金。
- クリーニング代、電報電話代、個人的に支払った心付、その他の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税サービス料。
- 渡航手続き関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続き代行料金）。
- 運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）
- 日本国内の空港施設使用料、海外空港諸税
- 日本国内におけるご自宅～発着空港間の交通費、宿泊費。
- コースに明示された旅程を除き、研修中に使用する教材費。
- 研修中に希望者に対して実施される課外活動や小旅行。

【10】旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

【11】旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

- 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は前 1 の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 当社は第 10 項の規定に基づき旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が増額または減少したときはその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

【12】旅行契約の解除・払戻し

1、旅行出発前の解除

【1】お客様の解除権

アお客様は、いつでも下記に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

〈別表1〉

区分	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降 3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

注：「ピーク時」とは、12 月 20 日から 1 月 7 日間、4 月 27 日から 5 月 6 日まで、及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。

イお客様は、次のいずれかに該当する場合、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が〈別表 2〉の左欄に挙げるものその他の重要なものであるときに限ります。

- 第 11 項 1 の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社が旅行者に対し、第 5 項 1 の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

ウ本項「1」の【1】の「ア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「1」の【1】の「イ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

【2】当社の解除権

ア当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。
- スキー／スノーボーのように、旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

イお客様が第6項に規定する記載する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この時は、本項「1」の【1】の「ア」に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

ウ当社は、本項「1」の【2】の「ア」に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23 日目（別表 1 に規定するピーク時に旅行を開始するものについては 33 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

2、旅行開始後の解除

【1】お客様の解除権

アお客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをおこないません。

イ旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係わる部分をお客様に払い戻しいたします。

【2】当社の解除権

ア当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することができます。

- お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ本項「2」の【2】の「ア」に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

ウ本項「2」の【2】の「ア」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその

提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。

エ本項「2」の【2】の「ア」の a. c. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

【13】旅行代金の払いもどし

当社は、「第 11 項の規定により旅行代金が減額された場合」又は「前 12 項の規定により旅行契約が解除された場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

【14】当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【15】添乗員

添乗員の有無はパンフレットに明示します。

【16】当社の責任

- 当社は、募集企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- お客様が以下に例示するような事由により、損害を被った場合は、当社は原則として本項 1 の責任を負いません。ア天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
イ運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更または旅行の中止。
ウ官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
エ自由行動中の事故。 オ食中毒 オ盗難
キ運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項 1 の損害については、本項 1 の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高 15 万円までといたします。

【17】特別補償

- 当社は、第 16 項 1 の当社の責任が生ずるかを問わず、当社募集型企画旅行契約約款特別補償規定で定めるところにより、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故によりその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金又は見舞金を支払います。
- 本項 1 にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われないについては、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 1 の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が主催旅行日程に含まれている時は、この限りではありません。
- 本項 1 に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

【18】お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社は お客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出 なければなりません。

【19】旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の（1）（2）（3）で規定する変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第 16 項 1 の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 次に掲げる事由による変更の場合は当社は変更補償金を支払いません。
ア旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変
イ戦乱 ウ暴動 エ官公署の命令
オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置
- 第 12 項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合当社

は変更補償金を支払いません。

- 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一旅行契約につき旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

〈別表2〉

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
（1）契約書面に記載した旅行出発日、または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
（2）契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
（3）契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および施設の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りします。）	1.0%	2.0%
（4）契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
（5）契約書面に記載した本邦内と本邦外と異なる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
（6）契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
（7）契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
（8）契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
（9）前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合を言い「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合を言います。
注2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注3：第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注4：第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5：第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
注6：第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

【20】その他

- お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員や現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、ご購入に際しては、お客様の責任で購入していただきます。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 使用航空座席は特に明示しない場合は原則としてエコノミークラスを使用します。
- 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば「東京発」とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参加が可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は「東京発から東京着まで」となります。

【総合旅行業務取扱管理者：永原 聡】

個人情報について

当社は旅行申込みの際に提出されたお申込書に記載された個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）について、お客様との間の連絡に利用させていただく他、申し込みいただいた旅行における運送・宿泊・現地受入機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

■お問合わせ・ご相談は

UTS国際教育センター(株)ユーティエス

観光庁長官登録旅行業第714号
JATA（社）日本旅行業協会 正会員
JATAアウトバウンド促進協議会（JOTC）
教育旅行部会留学WG

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15
日本薬学会 長井記念館ビル 1 階
営業時間：月～金曜日 9～17 時 ※祝日休

TEL 03-6418-0711

✉uts-group@uts-japan.co.jp

ご質問・ご相談は
こちらから ➡➡➡

